

## ものづくり創造拠点 SENTAN ローカル5Gスペース 利用規約

### (総則)

第1条 この「ものづくり創造拠点 SENTAN ローカル5Gスペース 利用規約」(以下「本規約」という。)は、ものづくり創造拠点 SENTAN (以下「当施設」という。)のローカル5Gスペース(通信棟1階)の利用に係る注意事項等について定めるものとする。

### (利用資格)

第2条 ローカル5Gスペースを利用できるものは、「ものづくり創造拠点 SENTAN 利用規約」の第5条に定める登録方法により、市長から登録を認められた団体の構成員(以下「利用者」という。)に限るものとする。

### (利用申請)

第3条 利用者が、ローカル5Gスペースの利用を希望する場合は、希望する利用開始日の1週間前までに、SENTAN ローカル5Gスペース利用申込書兼利用申請結果通知書(様式1)(以下「申請書兼結果通知書」という。)を、当施設を管理する豊田市次世代産業課(以下「施設管理者」という。)に提出しなければならない。

### (利用通知)

第4条 施設管理者は、前条の申請を受けた場合、その結果を申請者に対し、申請書兼結果通知書にて通知するものとする。

### (利用時間)

第5条 利用者が、ローカル5Gスペースを利用できる日時は、当施設の開館日時内のうち、次条で申し出た日時に限る。

### (利用予約)

第6条 利用者は、ローカル5Gスペース及び別表1に定める備品を利用する場合、利用日の前日までに利用日時を施設管理者に申し出るものとする。

### (利用者の責務)

第7条 利用者は、ローカル5Gスペースの利用に当たり、本規約及び施設管理者の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、利用の目的、内容等について施設管理者から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 利用者の故意又は過失による備品の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、市長又は第三者に生じた損害の賠償責任は利用者が負うものとする。
- 4 利用者が、備品の分解、改造、設定の変更等することはできないものとする。
- 5 利用者は、利用申請時に施設管理者に報告した用途以外にローカル5Gスペースを利用しようとする場合、必ず事前に施設管理者と協議を行い、許可を得なければならない。
- 6 当施設、備品、備品利用状況等の撮影行為は、市長の承諾を得た場合に限るものとする。

### (中止措置)

第8条 市長は、次の各号の一つに該当するときは、利用者に対し、直ちにローカル5Gスペースの利用を中止させることができるものとする。

- (1) 利用者が本規約又は施設管理者の指示に違反したとき
- (2) 利用者が本規約に定める責務を怠ったとき
- (3) 利用者の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすことが判明したとき
- (4) 前各号のほか、利用者の責めに帰すべき事由により、直ちにローカル5Gスペースの利用を中止させることが適当であると市長が認めるとき

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年11月9日より施行する。

別表第1（第6条関係）

利用予約が必要な備品一覧

機器名	メーカー名・型番	数量
ギガポート L3 スイッチ	ヤマハ/SWX3100-18GT	2
VR グラス	Meta/MetaQuest2 256GB	5
4K カメラ	SONY/FDR-AX45A	1
4K テレビ	JAPANNEXT/JN-VT5001UHDR	1